

官報

号外

昭和三十一年四月十二日

○第二十四回 衆議院會議録第三十三号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)

議事日程 第三十号

昭和三十一年四月十二日

午後一時開議

第一 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 北海道開発公庫法案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

日程第一 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 北海道開発公庫法案(内閣提出)

計量法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

午後一時十分開議

○副議長(杉山元治郎君) これより會議を開きます。

日程第一 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、

閉鎖機関令の一部を改正する法律案、

日程第二、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案
閉鎖機関令の一部を改正する法律案

閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「及び前号」

を「第七号、第十号及び第十一号」

に改め、同号を同項第十三号とし、

同項第七号の次に次の五号を加える。

八 閉鎖機関の理事、取締役、監

事、監査役、清算人その他の役

員(以下役員という。)又は従業員

で本邦内に住所を有する者に

対して負う退職金その他の債務

で省令で定めるもの

九 第二号に掲げる者に対して負

う本邦を履行地とする債務。た

だし、省令で定めるものを除く。

十 閉鎖機関が、前二号に掲げる

債務の債権者に対して有する債

権。ただし、その者に対して負

うこれらの号に掲げる債務の額

を限度とする。

十一 閉鎖機関又は第二号ハに掲

げる在外会社に対して有する本

邦を履行地とする債権

十二 前号に掲げる債権を有する

閉鎖機関が、当該債権に係る債

務者に対して負う債務。ただし、

当該債権の額を限度とする。

第五条第一項中「理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員(以下役員という。)」を「役員」に改める。

第十一条の三第二項中「若しくは

第六号に規定する債務又は」を「第

六号、第八号、第九号若しくは第十

二号に規定する債務」に改め、「(当

該債権の債務者が同項第五号に掲

る者である場合を除く。)」の下に「又

は第十号に規定する債権(閉鎖機関

又は第二条第二項第二号ハに掲

る在外会社で第九号に掲げる債務の債

権者であるものに対する債権を除

く。)」を加える。

第十一条の四第一項中「第二条第

二項第二号から第四号まで」の下に

「第八号又は第九号」を加える。

第十九条第一項中「(社債に係る債

務を除く。)」及び「社債の弁済及び」

を削り、同条第二項中「もつて社債

の弁済に充て、及び」を削り、同条

第三項中「社債の弁済及び」を削る。

第十九条の四第三項中第四号を削

り、第五号を第四号とし、第六号か

ら第十一号までを一号ずつ繰り上げ

る。

第二十条第二項中「(社債に係る債

務を除く。)」を削る。

昭和三十一年四月十二日 衆議院會議録第三十三号 閉鎖機関令の一部を改正する法律案外一案

附則第六項の次に次の四項を加える。

閉鎖機關である朝鮮銀行又は株式会社台湾銀行(以下朝鮮銀行等という。)は、その特殊清算の目的である債務を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額(第十九条第一項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額)に相当する本邦内に在る財産(債務を除く。)を、その他の場合において同項に規定する政令で定める金額があるときはその金額に相当する本邦内に在る財産(債務を除く。)をそれぞれ留保した後の財産の額に、朝鮮銀行法(明治四十四年法律第四十八号)第二十七号又は台湾銀行法(明治三十年法律第三十八号)第二十号の二の規定により納付すべき納付金のこれらの規定に規定する利益金に対する割合を乗じて得た金額を、大蔵大臣の定めるところにより、政府に納付しなければならない。

朝鮮銀行等については、前項の規定による納付金を政府に納付した後でなければ、第十九条の規定による残余財産の処分、第十九条の三から第十九条の十九までの規定による株式会社設立及び第二十号の規定による指定の解除をすることができない。

第七項の規定による納付金は、朝鮮銀行等に対し法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)附則第五条の規定により法人税を課する場合の清算所得又は特別法人税法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第二十九号)附則第十五条の規定により営業税を課する場合の清算純益の計算上、残余財産の価額に算入しない。

旧朝鮮食糧管理特別会計法(昭和十八年法律第九十一号)第五条の規定による証券又は旧台湾食糧管理特別会計法(昭和十四年法律第三十五号)第八条第一項の規定による一時借入金で朝鮮銀行等に対する負債となつてゐるものは、証券及び一時借入金以外の国債とみなして、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

法律

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イの(四)中「在外金融機関」を「在外会社」に改め、同号イに次のように加える。

(四) (一)から(四)までに掲げるものを除き、在外会社の本店、主たる事務所その他本邦外にある店舗(以下「在外店舗」という。)が負う(ロ)の(四)又は(六)に掲げる債務の債権者に対して有する債権。ただし、その債権の金額は、

当該債務の金額を限度とする。

同条第一項の次に次の一項を加える。

(四) (一)から(四)までに掲げるものを除き、主務大臣が指定し、又は特殊整理人が主務大臣の承認を受けた資産

第二条第一項第六号ロの(四)中「在外金融機関」を「在外会社」に改め、同号ロの(四)を次のように改める。

(四) (一)から(四)までに掲げるものを除き、在外店舗がその役員又は従業員で本邦内に住所を有する者に対して負う退職金その他の債務で主務省令で定めるもの

(六) (一)から(四)までに掲げるものを除き、在外店舗の事業又は財産から生じた債務のうち第五号イ又はロに掲げる者に対して負う本邦を履行地とする債務。ただし、主務省令で定めるものを除く。

第八条第二項中「第二条第一項第六号ロの(四)又は(六)」を「第二条第一項第六号ロの(四)又は(六)」に改める。

第十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特殊整理人は、特に必要がある場合には、主務大臣の承認を得て、整理財産以外の財産についても、前項各号(第四号を除く。)に規定する職務を行うことができる。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

第十五条の三 特殊整理人は、主務省令で定める日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、第二条第一項第六号ロの(四)又は(六)に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るように催告しなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

2 第十五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。

第二十七条の二第一項中「預金等に係る債務」の下に「又は第二条第一項第六号ロの(四)若しくは(六)に掲げる債務」を加え、同条第二項中「第二条第一項第六号イの(四)及び(六)」を「第二条第一項第六号イの(四)、(五)及び(六)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 第二条第一項第六号イの四に掲

げる債権又は同号ロの四、(四若しくは内に掲げる債務で別表第二に換算率の定がない外貨により表示されているものの金額は、当該外貨の有した購買力等を勘案して主務大臣が定める換算率により換算した金額とする。

4 主務大臣は、前項の換算率を告示しなければならない。

第二十八条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 第二条第一項第六号ロの四に掲げる債務。ただし、当該債務の間に於ける順位は、主務省令で定める。

十 第二条第一項第六号ロの四に掲げる債務(社債に係る債務を除く)。

第二十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 前号に掲げる社債以外の社債で本邦を履行地とするもの

第二十八条の二を次のように改める。

(在外債務超過額の留保等)

第二十八条の二 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに

掲げる債務を弁済した後、在外店舗の事業又は財産から生じた債務(整理財産である負債を除く)の総額が昭和二十年八月十五日において本邦外にあつた在外会社の資産(整理財産である資産を除く)の総額をこえる場合には、その超過額に相当する金額を整理財産に属する資産のうちから留保した後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

2 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、前項に規定する超過額が不明である場合には、その整理財産に属する資産に残余がある場合においても、残余財産の分配をすることができない。

第二十八条の五を第二十八条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

(信託)

第二十八条の十二 特殊整理人は、主務省令の定めるところにより、債権者のために弁済すべき財産を信託して、その債務を免かれることが出来る。

第二十八条の四を第二十八条の十とし、第二十八条の三を第二十八条

の九とし、第二十八条の二の次に次の六条を加える。

(管理人)

第二十八条の三 前条第一項の規定により留保した財産及び同条第二項に規定する残余の資金(以下「引当財産」という)の管理は、主務大臣の選任する管理人が行う。

2 第十条第三項から第五項までの規定は、前項の管理人に準用する。

(引当財産の引継)

第二十八条の四 引当財産を有する在外会社の特殊整理人は、特殊整理の事務が終つたときは、遅滞なく、当該財産を管理人に引き継がなければならない。

(財産の管理)

第二十八条の五 管理人は、引当財産の管理に關し、当該引当財産を所有する在外会社を代理する一切の権限を有する。

2 管理人は、引当財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 主務大臣は、管理人が行う引当財産の管理に關する事務を監督する。

4 主務大臣は、管理人に対し、引

当財産の管理に關する事務について必要な指示をすることが出来る。

5 管理人は、主務大臣の指示に基いてした行為については、その責に任じない。ただし、管理人に不正の行為があつた場合は、この限りでない。

(管理費用の負担)

第二十八条の六 引当財産の管理に必要な費用は、当該引当財産を所有する在外会社の負担とする。

2 管理人は、主務大臣の承認を受けて、その管理する引当財産から前項の費用を支弁するものとする。

(時効の特例)

第二十八条の七 引当財産に關しては、他の法令の規定にかかわらず、第二十八条の四の規定による引継の日から、別に法律で指定する日までは、その時効は、完成しないものとする。

(引当財産の処理)

第二十八条の八 前五条に定めるものを除くほか、引当財産の処理に關し必要な事項は、別に法律で定める。

第三十一条第一項中(第二十八条の二に規定する場合においては、同条の預託をしたとき)を削る。

第三十四条の三を削る。

第三十六条第一項中「第二条第一項第一号の二」の下に「及び第六号」を加え、「第十五条の二、第二十八条の四」を「第十二条、第十五条の二、第二十七号の二、第二十八条の二、第二十八号の五、第二十八号の六、第二十八号の十」に、「第三十三号及び第三十四号の三」を並びに「第三十三号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第五号の二」の下に「及び第六号」を、「第七号」の下に「第十五号の三」を加え「及び第二十八号」を、「第二十八号第一項第一号及び第九号並びに第二十八号の十二」に改め、「第二十五号の規定における主務省令は、法務省令、大蔵省令とし、」を削る。

第四十二条第一項第二号中「第十五条、第十五条の二」を「第十五条から第十五条の三まで」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の日において、在外会社が債務(改正前の旧日本

占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(以下「旧令」という。)第二条第一項第六号ロの四に掲げる債務を除く)の弁済のために供託しているときは、その特殊整理人(在外会社の特殊整理が終了している場合には、大蔵大臣の指定する者。以下次項において同じ)は、債権者のために、供託金の還付を請求することができる。

3 前項の規定により供託金の還付を受けた特殊整理人は、大蔵省令で定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者のために信託し、又は債権者に交付しなければならない。

4 この法律の施行の日において、在外会社が旧令第二条第一項第六号ロの四に掲げる債務の弁済のために供託しているものがあるときは、第二条第一項第六号イに掲げる整理財産があるものとし、その特殊整理人は、供託物の取戻しをしなければならない。

5 この法律の施行の日において、旧令第三十四条の三第一項の規定により大蔵大臣が管理している整

理財産に属する資産又はこれを証する書面があるときは、第二条第一項第六号イに規定する整理財産があるものとし、大蔵大臣は、当該資産又は書面をその特殊整理人に引き渡さなければならない。

6 この法律の施行の日において、旧令第二十八条第一項第十一号又は第十二号の規定により社債の弁済又は残余財産の分配を行つている在外会社は、この法律の施行により新たに整理財産となつた負債があるときは、当該社債の弁済又は残余財産の分配をした後において、なお整理財産に属する資産に残余がある場合に、その残余の資産の範囲内で弁済すれば足りるものとする。

7 この法律の施行前に、旧令第二十八号第一項第十一号又は第十二号の規定により社債の弁済又は残余財産の分配を完了した在外会社について、整理財産に属することとなる資産がその完了後生じている場合において、この法律の施行により新たに整理財産に属することとなる負債があるときは、当該在外会社は、当該資産の範囲内で

当該債務を弁済すれば足りるものとする。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、閉鎖機關令の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、閉鎖機關の在外債務のうち、外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきまして弁済の道を開くとともに、特に朝鮮銀行及び台湾銀行につきまして、これらの銀行が発券業務を営んでいたという特殊性にかんがみまして、その残存資産のうちから納付金を政府に納付せしめる等、閉鎖機關の特殊清算を促進するために必要な措置を講ずることといたしておるのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。まず第一に、閉鎖機關は、その在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人

及び法人、その他の閉鎖機關並びに在外会社に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払いを行うことができることといたしております。第二に、閉鎖機關である朝鮮銀行及び台湾銀行につきましては、特殊清算の目的である債務を弁済し、在外債務が在外資産を超過する場合には、その超過額に対する引当財産を留保し、しかる後なお残存することとなる資産のうちから、朝鮮銀行法及び台湾銀行法に規定されている納付金制度に準じて算出した金額を国に納付せしめ、その後において、新会社の設立等、残余財産の処分を認めることといたしております。

次に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、在外会社の在外債務のうち、外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきまして弁済の道を開くとともに、閉鎖機關令の規定に準じて在外負債超過額に対する引当財産の留保及びその管理に関する規定を設ける等、在外会社の整理を促進するために必要な措置を講ずることといたしております。

次に、この法律案の概要について申し上げます。まず第一に、在外会社は、その在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の在外会社並びに閉鎖機關に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払いを行うことができることといたしております。

第二に、特殊整理人は、返還財産があつたとき等、特に必要があるときには、大蔵大臣の承認を得て、当該返還在外財産の管理、処分等をなし得ることといたしております。第三に、在外会社は、その在外店舗にかかる負債の総額が資産の総額をこえる場合には、その超過額に相当する国内資産を留保した後でなければ残余財産の処分をすることができないことといたしております。

第四に、在外会社の負債の弁済及び残余財産の処分当て、供託による履行のほか、信託によつても債務を免れることができることといたしております。

この両法律案につきましては、数回にわたる慎重審議が行われたのでありますが、質疑応答のうち、おもなものが

について申し上げますと、次の通りであります。

まず、閉鎖機関の従業員に対する債務、なかんずく解雇手当の支給に關して質疑が行われましたが、これに対しては、政府側より、閉鎖機関として指定された日以前に重役会の決定があつたものには当然解雇手当が支給されるはずであるという答弁がございました。

次に、朝鮮銀行や台湾銀行のような閉鎖機関が国内資産を処分したり第二会社を作ったりした場合に、財産請求権問題についての日韓交渉に支障を来たすことがないか、あるいは、また、日韓会談の再開が始まるうとして、この時期にこゝろで処理することは時期として適當であるかどうかという質疑が行われましたが、政府側より、閉鎖機関の特殊清算は、終戦時の資産及び負債の数字を基礎として、国内法及び國際法上合理的な理念に立脚して行なっているもので、別段支障を来たすようなことはないと考えているとの答弁がございました。

その他、朝鮮銀行や台湾銀行のごとき旧債券銀行に対する特別納付金の問題とか、第二会社の設立についての政

府の所見、また、朝鮮殖産銀行の社債の弁済等についても熱心な質疑応答がかわされましたが、その詳細は速記録に譲ることいたします。

かくて、両法律案につきましましては、去る十日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次いで、春日委員より次の附帯決議案が提出せられ、採決の結果、全会一致をもってこれを付すべきものと決しました。

附帯決議は次の通りでございます。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

閉鎖機関の従業員の解雇手当の支給に關し、旧役員より指定日以前の重役会決定事項につき、書面による申出があつたときは、終戦時における混乱事情、他の閉鎖機関の場合との権衡等を考慮の上、政府において善処すること。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。これを許します。横山利秋君。

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま上程になりました両法案に反対をいたすものであります。(拍手)

そもそも、閉鎖機関は、戦争中ににおける在外金融、海外拓殖、あるいはまた戦時統制の各機関であつて、戦後、財閥と同じく、帝国主義的侵略に従事したことをもって強制解散と相なったものであります。これは、個人の追放と同じく、ポツダム政令が発せられ、株主権を剝奪されたものであり、没収財産として取り扱われてきたとも言ひ得るのであります。本法の焦点となります朝鮮並びに台湾の両銀行の残余財産は実に約八十六億の巨額に達するものであります。この財産を、政府は、憲法上の疑義がなお多く存するの

に、特別納付金として三十五億、清算所得税として二十八億、これらを除いた二十二億の莫大な財産を旧株主に渡して、株主はこれらをもって不動産銀行を新たに設立しようとし、政府は陰に陽にこれを支援しようとしておるのであります。あたかも、個人の追放解除と相待つて、死んだはずのお富さんをよみがえらせて、その利益を一部の

人々に分配しようとしておる。われわれは、鋭くこの点を洞察するのであります。ここに反対の第一の論拠とするものであります。(拍手)しかも、その策たるや、今よりやくにして再開されんとする日韓交渉促進のために、また、戦争犠牲者に対する公平論の立場からいたしましては、はたまた、中小企業に対する金融政策の面から考えても、言語道断といわなければならぬのであります。(拍手)

今日、日韓両国間には、財産の請求権をめぐつて、サンフランシスコ条約第四条の項の解釈について根本的な意見の対立のあることは、各位周知の事実であります。重光外務大臣は、さきに、大村収容所の一千数百名の韓国人の釈放について、治安当局の反対論をまとめ切れないうちに金公使と話をづけ、あとから大騒ぎをするという醜態を演じております。それくらい韓国に

氣を使う外務大臣は、一体この法案を何と考へているのでありましょう。韓国は、今、朝鮮銀行の残余財産について全額引き渡しを要求しておるのであります。韓国の要求が全く當を得ない主張であるといつても、今交渉が再開されようとする直前に、この残余財産を残らず分配してしまおうと

することは、いたずらに韓国を刺激し、交渉をむずかしくするのみであつて、何らの益をもたらさない。(拍手)それに気がつかないとするならば、重光外務大臣はもうすいぶんくたびれておると思ふのであります。(拍手)

外交は、しよせん、一つの取引でもございませうが、外務大臣がくたびれておるとしたならば、万々韓国の要求の一部を認めざるを得ない事態に追い込まれたとしたり、一体どうなりませう。残余財産はこの法律で全部分けてしまつた。そうすると、朝鮮銀行の借金を、何ら關係のない国民の汗とあぶらの税金で韓国に支払うということになる。こんなばかげたことはありませ

ん。一部の人が死んだはずのお富さんと仲よくやっているのに、そのお富さんの身代金を一般の国民が支払うことになるのであります。(拍手)いわんや、朝鮮銀行は、北朝鮮、関東州、北支、満州にわたつて仕事をしておつたのでありますから、北朝鮮政府や中国政府から今後問題を提起されるということ

を考えなければなりません。これらに對しては知らぬ顔の半兵衛をするつもりでありましょうか。無責任なことであり、断じてかくのごとき危険のおそ

うることは、いたずらに韓国を刺激し、交渉をむずかしくするのみであつて、何らの益をもたらさない。(拍手)それに気がつかないとするならば、重光外務大臣はもうすいぶんくたびれておると思ふのであります。(拍手)

すること、いたずらに韓国を刺激し、交渉をむずかしくするのみであつて、何らの益をもたらさない。(拍手)それに気がつかないとするならば、重光外務大臣はもうすいぶんくたびれておると思ふのであります。(拍手)

外交は、しよせん、一つの取引でもございませうが、外務大臣がくたびれておるとしたならば、万々韓国の要求の一部を認めざるを得ない事態に追い込まれたとしたり、一体どうなりませう。残余財産はこの法律で全部分けてしまつた。そうすると、朝鮮銀行の借金を、何ら關係のない国民の汗とあぶらの税金で韓国に支払うということになる。こんなばかげたことはありませ

ん。一部の人が死んだはずのお富さんと仲よくやっているのに、そのお富さんの身代金を一般の国民が支払うことになるのであります。(拍手)いわんや、朝鮮銀行は、北朝鮮、関東州、北支、満州にわたつて仕事をしておつたのでありますから、北朝鮮政府や中国政府から今後問題を提起されるということ

を考えなければなりません。これらに對しては知らぬ顔の半兵衛をするつもりでありましょうか。無責任なことであり、断じてかくのごとき危険のおそ

れある法律に賛成することはできないのであります。(拍手)

さらに、その上問題となることは、かりにこれらの銀行の業務の關係者に残余財産を配分するにいたしても、公平であらねばならぬということであります。預金者、株主、社債権者、従事員と並べてみますと、他の人々に比して、株主に対する措置は著しく優遇されておるのであります。旧従事員に対する退職金について十分な措置がとられておりませんために、大蔵委員会の附帯決議をもってようやくにして考へなければならぬという状態でありま

(拍手)

戦争による被害は国民すべてにわた

ります。一方においては、肉体の一部を失つて不具の身で働き、また、父や夫を失つて、幼い子供をかかえて失業と生活苦に耐えて戦っている未亡人がある。これらの人々に対して、あたたかい援護の手が全く不十分な状態にある。他方においては、八億ドルに上る日比賠償を、今や政府は妥結しようとしておる。さらに、インドネシア、中国、仏印等々を考えると、賠償の重荷は今後の日本経済と国民の生活に重圧を加えるであろうことが火を見るよりも明らかでございます。(拍手)

しかしながら、われわれは、公正妥当な賠償に対しては国際的信義を守らなければならず、同時に、また、社会の下積みにある戦争犠牲者に対しましては、心より同愛を持って全力を尽し、あたたかい手を差し伸べる決意と実行をすべきでございます。(拍手) しかるにかかわらず、このなすべき第一のことを忘れて、本国会に政府が提案をしておりますことは、没収されたはずの七百二十億に達するダイヤモン

の利益に奉仕して、閉鎖機關の財産を配分させる法律があります。しかも、そのほか、かくのごとき傾向は随所に見られることであつて、断じて許されざることといわなければなりません。(拍手)

さらに、また、この残余財産をもつて、主として中小企業を対象として不動産銀行を設立するという話がござい

かのごとき幾多の問題をはらんでおりますこの法律案について、われわれは反対をいたします。

このことは、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案についても、その根底は同様でありましよう。国外にある借金を自分勝手にこのぐらゐときめておいて、それだけは残して、あとは全部処分してしまおうというのであります。中国、台湾、北鮮、ソビエト、韓国等々からあとで問題が起つても、もうこれらの会社には金は無い。結局、政府の責任、いな、国民の税金で負担するという危険を看過するわけには参らないのであります。(拍手) 百歩も千歩も譲つて、かりにこの法律案の趣旨を丁いたしましても、今日、日韓交渉再開の好機にこの法律案を提案するべきではなくして、いましばらく時期を待つことが賢明な策といふべきでありまして、保守

(拍手)

まさに、この法案は、その立法の趣旨といい、その内容といい、かつはま

た、その提出の時期といい、行き詰まつた外交にさらに支障を与へ、国民の希望と念願に反するものでありまして、ここに理由を明らかにして反対をいたすものであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。

よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 北海道開発公庫法案

(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第三、

北海道開発公庫法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員会理事松田鐵藏君。

北海道開発公庫法案

北海道開発公庫法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―

第十八条)

第三章 業務(第十九条—第二十三条)

第四章 会計(第二十四条—第三十二条)

第五章 監督(第三十三条—第三十五条)

第六章 補則(第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、長期の資金を供給すること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励することを目的とする。

(法人格)

第二条 北海道開発公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を札幌市に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、十億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、北海道開発公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公庫について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に、役員として、理事長一人、理事三人及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議

会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、公庫の職員のうちから、公庫の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十八条 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、北海道において次に掲げる事業を営む者で当該事業に係る設備(船舶及び車両を含む)の取得、改良又は補修に伴い長期の資金を必要とするものに対して、当該資金の出資若しくは融通又は当該資金に係る債務保証の業務を行う。

一 石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業

二 農林畜水産物の加工度の高い工業

三 鉱業及び製錬業

四 産業の振興開発に係る交通運輸業

五 前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの

昭和三十一年四月十二日 衆議院會議録第三十三号 北海道開発公庫法案

四九六

(業務方法書)

第二十条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

(出資及び債務保証の限度)

第二十一条 公庫は、第十九条の規定による出資の額の総額と同条の規定による保証に係る債務の現在額の合計額が第四条に規定する資本金の額をこえることとなる場合には、新たに出資又は債務保証をしてはならない。

(業務の委託)

第二十二条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関(以下「受託者」という。)の役員及び職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業計画及び資金計画)

第二十三条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十四条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十五条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができる。

2 政府は、公庫に対し資金の貸付をすることができる。

3 公庫は、第一項に規定する場合を除くほか、資金の借入をしてはならない。

(債券の発行)

第二十七条 公庫は、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、北海道開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。ただし、その発行した債券の借換のためには、一時その限度をこえて債券を発行することができる。

2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができる。

(余裕金の運用等)

第二十九条 公庫は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第三十条 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対し

貸付に必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第三十一条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十二条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十三条 公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の解任)

第三十四条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができ
る。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に對して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(主務大臣)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則

(罰則)

第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければなら

ない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第三十三條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十九條 第六條の規定に違反して北海道開発公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(設立の手續)

2 主務大臣は、第十條第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の設立の時に於いて、この法律

の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれる場合においては第一回の払込があつた日)において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(北海道開発法の改正)

9 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(北海道開発庁の所掌事務の範囲及び権限)

第五条 北海道開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたること。

二 北海道開発公庫を監督すること。

(大蔵省設置法の改正)

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 北海道開発公庫を監督すること。

(登録税法の改正)

11 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ六」を「第二号ノ七」に改め、同条中第二号ノ七を第二号ノ八とし、第二号ノ六を第二号ノ七とし、第二号ノ五の次に次の一号を加える。 二ノ六 北海道開発公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録 (印紙税法の改正) 12 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。 第五条第五号ノ四の次に次の一号を加える。 五ノ四ノ二 北海道開発公庫ノ発スル証書、帳簿 (所得税法の改正) 13 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項第五号中「及び中小企業金融公庫」を、中小企業金融公庫及び北海道開発公庫に改める。 (法人税法の改正) 14 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。 第四条第二号中「中小企業金融	公庫」の下に、「北海道開発公庫」を加える。 (地方税法の改正) 15 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第七十二条の四第一項第二号中「中小企業金融公庫」の下に、「北海道開発公庫」を加える。 (国庫出納金等端数計算法の改正) 16 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。 第一条第一項中「中小企業金融公庫」の下に、「北海道開発公庫」を加える。 (予算執行職員等の責任に関する法律の改正) 17 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。 第九条第一項中「中小企業金融公庫」の下に、「北海道開発公庫」を加える。 (公庫の予算及び決算に関する法律の改正) 18 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。	第一条中「及び中小企業金融公庫」を、中小企業金融公庫及び北海道開発公庫に改める。 第五条第二項第二号中「限度額」を「限度額及び北海道開発公庫にあつては北海道開発債券の発行の限度額」に改め、同条第三項中「及び附属雑収入」を、出資に対する配当金及び債務保証料(北海道開発公庫の場合に限る。)並びに附属雑収入に改め、「恩給債券」の下に、「北海道開発公庫にあつては北海道開発債券」を、「支払保険金(住宅金融公庫の場合に限る。)」の下に、「債務保証に係る弁済金(北海道開発公庫の場合に限る。)」を加える。 〔報告書は會議録追録に掲載〕 〔松田鐵藏君登壇〕 ○松田鐵藏君 たいいま議題となりました北海道開発公庫法案につきまして、国土総合開発特別委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。 本法案の内容につきまして、その要旨を御説明いたしますと、第一点は、北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進するため、長期の	資金を供給することによって、民間の投資と一般の金融機関が行う金融を補充し、または奨励することを目的としておりまして、その業務は、融資だけでなく、投資と債務保証を行うことにおいて、他の公庫と異なる特色を持っております。 第二点は、投融資または債務保証の対象は、一、石炭または可燃性天然ガスの利用度の高い工業、二、農林畜水産物の加工度の高い工業、三、鉱業及び製鉄業、四、産業の振興開発にかかわる交通運輸業、五、その他産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するものに限定し、その条件等については、本公庫の業務開始の際に定める業務方法書によって規制されることになっておりまして、事業計画及び資金計画は四半期ごとに主務大臣の認可を受けることになっております。 第三点は、本公庫の運用資金についてであります。資本金として、政府の産業投資特別会計から出資される金額十億圓に、本年度は、政府の資金として資金運用部から三十億圓を借り入れるとともに、政府保証に基づく債券発行による民間資金四十億圓、合計八十億圓をもって運用することになっております。	第四点としては、本公庫に理事長、理事、監事を置き、理事長と監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を受けて任命するのであります。主たる事務所を札幌市に置くことになっております。 第五点は、本公庫に対する監督は、北海道開発の使命と金融の關係にかんがみ、内閣総理大臣及び大蔵大臣が主務大臣としてこれに当り、公庫の業務に關して法案に定められた認可を行うとともに、監督上必要な命令を発することができるようになっておりまして、本公庫の予算及び決算につきましては、他の公庫と同様、公庫の予算、決算に關する法律が適用されることになっております。 以上が本法案の内容の概略であります。 本法案は、二月二十七日日本委員会に付託され、同二十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、各委員と政府との間にきわめて熱心なる質疑応答が重ねられ、その間、三月三十日及び四月二日の両日にわたって、参事五人よりその意見を聴取する等、あらゆる角度から慎重に審議をいたしましたのであります。その詳細については會議録によつて御承知を願います。
---	--	---	---	---

かくて、昨四月十一日質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、全会一致をもって本案は原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、委員渡邊惣藏君より附帯決議が提案されたのであります。これまた全会一致をもって提案の通り附帯決議を付することに決しました。附帯決議は次の通りであります。

附帯決議

政府は次の事項について適當の措置を講ずべきである。

一、北海道開発公庫の投融資計画は不明確である。政府は速かに北海道総合開発第二次五ヶ年計画を策定し、開発公庫の対象となるべき投融資計画を明確にすること。

二、開発公庫の投融資対象は資本金の規模によることなく、中小企業に對しても開発に必要な事業に對しては投融資すること。

三、開発公庫が投資に重点をおき、且つ、低利な資金供給を可能にするため、次期国会において出資金を増額すること。

四、開発公庫役員の選任に當つては、公庫業務の適正を期するため慎重な配慮をすること。

五、開発公庫の業務運営に當り、有効適切且つ公正妥當な執行を期す

るため、理事長の諮問機關として、現地に學識経験者その他を以つて構成する運営協議機關を設置すること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、計量法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員会理事鹿野彦吉君。

計量法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年四月六日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「基準器検査及び容量検査」を「及び基準器検査」に、「(第百六条―第百十四条)を」を「(第百六条―第百二十二条)に改め、(第四節 容量検査(第百十五条―第百二十二条)を削り、第八章 事業場の指定(第百七十三条―第百八十一条)を

「第八章 事業場等の指定 第一節 計量器使用事業場(第百七十三条―第百八十一条) 第二節 特殊容器製造事業(第百八十一条の二―第百八十一条の十)に改める。

第三十三條に次の一項を加える。

2 製造事業者は、前項に定める場合のほか、第三十五條第一項の規定にかかわらず、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、その者が製造をした通商産業

省令で定める計量器であつて通商産業省令で定める用途に供されるものの修理を行うことを妨げない。

第五十四條の次に次の一條を加える。

(附帯事業)

第五十四條の二 第四十八條第四号に掲げる計量器の販売等の事業の登録を受けた者は、第三十五條第一項の規定にかかわらず、棒はかりその他通商産業省令で定めるはかり及びおもりの検査のため基準器検査に合格した基準器その他の設備であつて通商産業省令で定めるものを備えているときは、その登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において、通商産業省令で定めるところにより、当該計量器の修理の事業を行うことを妨げない。

2 前項の修理の事業を行おうとする者は、その旨をその登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

第六十四條第一項第四号中「又は修理事業者を」と、修理事業者又は第五十四條の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改め、同条

第四項中「若しくは修理事業者」を「修理事業者若しくは第五十四條の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改める。

第六十五條中「又は修理事業者」を「修理事業者又は第五十四條の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改める。

第七十二條中「物象の状態の量」を「商品に係る政令で定める物象の状態の量」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定める場合のほか、物象の状態の量について、法定計量單位により取引又は証明をする者は、正確にその量を計るようにならなければならない。

第七十三條及び第七十四條を次のように改める。

(表示容器の使用)

第七十三條 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第百八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量單位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十四條 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第百八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量單位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十五條 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第百八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量單位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十六條 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第百八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量單位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十七條 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第百八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量單位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十八條 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第百八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量單位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十九條 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第百八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量單位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第八十條 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第百八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量單位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十四条 前条の容器に同条の通

商産業省令で定める高さまでその容器に係る商品を満たしてないときは、その商品は、販売してはならない。但し、第百八十一条の六第二項の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

第七十五条第二項中「表記をするには」と「正味量の表記をする場合において、その商品が政令で定めるものであり、その表記が長さ、質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定める場合のほか、第一項の規定による正味量の表記をするには、正確にその正味量を計るよう努めなければならない。

第七十六条第一項中「粘度により商品」を「粘度により政令で定める商品」に、「表記するときは」を「表記する場合において、その表記が濃度、密度又は粘度のうち政令で定めるものに係るときは」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める場合のほか、法定

計量単位による濃度、密度又は粘度により商品を販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包装してその容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破棄しなければその商品の濃度、密度又は粘度を増加し、又は減少することができないようにして、その容器又は包装にその品質を表記するには、正確にその品質を計るよう努めなければならない。

第七十七条第二項中「前条第一項の下に」若しくは「第二項」を加える。

「第四章 検定、比較検査、基準器検査及び容量検査」を「第四章 検定、比較検査及び基準器検査」に改める。

「第四節 容量検査」を削る。

第百十五条から第百二十二条までを次のように改める。

第百十五條から第百二十二條まで 削除

第百四十九条中「その計量器」を「あらかじめ、その計量器」に、「長の検査を受けて」を「長にその旨を届け出て」に、「検査を受けた」を「届け出た」に改める。

第百五十條を次のように改める。

第百五十條 前条の規定による届出をした者は、その計量器について都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、前条の規定による届出があつた日から一月をこえない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に行う。

第百五十一条中「第百四十九条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百五十二条中「第百四十九条」の下に、「第百四十二条」を加え、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改める。

第百五十四条第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「若しくは帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

「第八章 事業場の指定」を「第八章 事業場の指定」に改める。

第一章 事業場の指定
一節 計量器使用事業場
第百七十三条の見出し中「事業場の」を削る。

第百七十九条から第百八十一条までの規定中「被指定者」を「指定使用者」に改める。

第八章中第百八十一条の次に次の一節を加える。

第二節 特殊容器製造事業 (指定)

第百八十一条の二 商品を入れて法定計量単位による体積により販売するの用に用いる透明又は半透明のガラス製の容器であつて通商産業省令で定める型式に属するもの(以下「特殊容器」という)の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の指定を受けることができる。
(指定の申請書)

第百八十一条の三 前条の指定を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特殊容器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものの名称及び数
- 四 主任の技術者の氏名及び経歴
- 五 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

(指定の基準)

第百八十一条の四 通商産業大臣は、前条の指定の申請が左の各号に適合すると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 製造をする特殊容器の容量の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備えること。
- 二 前号に定めるもののほか、製造をする特殊容器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備えること。
- 三 特殊容器の製造のための設備であつて、前条第三号の通商産業省令で定めるものが通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(製造管理)

第百八十一条の五 第百八十一条の二の指定を受けた者(以下「指定製造者」という)は、指定を受けた工場又は事業場において製造する特殊容器が次条第一項に適合することを確保するため、その製造及び検査の方法に関し製造管理規程を作成し、通商産業大臣に届け

出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(表示)

第百八十一条の六 指定製造者は、指定を受けた工場又は事業場において製造をした特殊容器にその特殊容器が左の各号に適合する旨を表示するには、通商産業省令で定める方法によらなければならない。

一 第百八十一条の二の通商産業省令で定める型式に属すること。

二 その器差が通商産業省令で定める容量公差をこえないこと。

2 指定製造者は、前項の規定による表示をするときは、その特殊容器に、通商産業省令で定める方法により、第百八十一条の三第五号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第百八十一条の二の通商産業省令で定める容量を表記しなければならない。

第百八十一条の七 指定製造者は、指定を受けた工場又は事業場において製造をした特殊容器が前条第一項各号に適合するものでないときは、同項の規定による表示又は

これとまぎらわしい表示をしてこれを譲渡し、又は貸し渡してはならない。

2 前項の場合において、特殊容器が前条第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めなければならない。

3 第百八十一条の二の指定を受けた工場又は事業場において製造をしたものでなければ、特殊容器に前条第一項の規定による表示又はこれとまぎらわしい表示をしてはならない。

(有効期間)

第百八十一条の八 第百八十一条の二の指定の有効期間は、指定の日から起算して一年とする。但し、再指定を妨げない。

(指定の取消)

第百八十一条の九 通商産業大臣は、指定製造者が左の各号の一に該当するときは、第百八十一条の二の指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 第百八十一条の四各号の一に適合しなくなつたとき。

四 第百八十一条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないとき。

(準用)

第百八十一条の十 第百七十六条及び第百七十八条の規定は、第百八十一条の二の指定に準用する。

2 第百八十条の規定は、指定製造者に準用する。

第百八十二条第一項中「容量検査」を削り、「第百四十九条を、第百五十条第一項」に改め、同条第二項中「基準器又は容器」を「又は基準器」に改める。

第百八十三条第二項中「第百七条但書」を削り、「第百五十条第二項」を「第百五十二条」に改める。

削る。

第百九十三条中「第百九十九条」を「第百九十九条」に改め、「第百九十九条第一項第一号及び第三号」及び「第百九十九条第二号及び第七号」を削り、「並びに第百七十七條第二号及び第三号」を、「第百七十七條第二号及び第三号、第百八十一条の二、第百八十一条の四、第百八

十一条の六第一項第二号並びに第百八十一条の七第二項」に改める。

第百七十七条第一項に次の一号を加える。

六 第百八十一条の九の規定による

第百八十一条の二の指定の取消第百二十一条中「容量検査」を削り、「第百四十九条」を「第百五十條第一項」に改める。

第百二十二条第二項中「計量士

国家試験の下に、第百八十一条の二の指定、第百八十一条の八但書の再指定」を加え、「第百四十九条」を「第百五十條第一項」に改める。

第百三十一条中「又は第六十八條」を、「第六十八條又は第百八十一

條の七第一項若しくは第三項」に改める。

第百三十四条中「又は第百三十九條第一項」を、「第百三十九條第一項又は第百五十條第一項」に改める。

第百三十五条中「第七十二条、第七十三条第二項」を「第五十四条の二第二項、第七十二条第一項」に、「又は第百六十八條」を、「第百六十八條又は第百八十一条の六第二項」に改める。

第百三十六條第二号中「又は第百八十条」を、「第百八十条第百八十一条の十第二項において準用する場合を含む。」又は第百八十一条の五」に改める。

第百三十九條ただし書を削る。

別表中 十二 計量器使用事業場の指定

一件につき 一、〇〇〇円を

十二 計量器使用事業場の指定を受けようとする者

一件につき 一、〇〇〇円

十二の二 第百八十一条の二の指定を受けようとする者

一件につき 三〇、〇〇〇円、一件につき 一五、〇〇〇円

十八 容量検査を受けようとする者

(1) 容量が二立方デシメートル未満の容器

(2) 容量が二立方デシメートル以上の容器

十九 第百三十二条第一項又は第百四十九條の検査を受けようとする者

一箇につき 二二〇円、一箇につき 五、〇〇〇円を

「十八 第三百三十二条第一項又は第五百十條第一項の検査を受けようとする者」

改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔鹿野彦吉君登壇〕

○鹿野彦吉君 ただいま議題となりました計量法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

計量法は昭和二十七年三月に制定され、それまでの度量衡法とは面目を一新した法律として施行されて参つたのであります。しかしながら、四年間運用されて参りました結果、同法の規定の中で、理想的ではあるが、実際に運用することがきわめて困難であり、また、計量器使用者にとって不便な点が出て参つたのであります。従いまし、それらの諸点を改正し、補充して、真に計量法の目的を全うし得るようにならうというのが、本法律案の趣旨であります。

次に、本法律案の内容について簡単に申し上げます。

に

第一に、現行法第二十三条におきまして、計量器製造業者が工場、事業場外において計量器の修理をするときは都道府県知事に届け出ることとなつておりますが、この規定を改正いたしまして、通商産業省令で定める計量器であつて、通商産業省令で定める用途に供されるものについては、都道府県知事に届け出なくてもよいこととしたのであります。

第二に、現行法第五十四条において、はかりの販売業者は計量器の修理をしてはならないこととなつておりますが、この規定を改正いたしまして、はかりの販売業者が基準器その他所要の設備を備えて都道府県知事に届け出れば、付帯事業として、棒はかり、その他通商産業省令で定めるはかり、おもり等の簡単な修正をしてもよいこととして、規定の緩和をはかつてゐるのであります。

第三に、現行法第七十二条では、物

象の状態の量、すなわち、物の長さ、重さ、早さ等の量目公差をすべての商品について政令で定めることとなつてゐるのであります。しかし、何十万という商品について、一つ一つ量目公差を定めることは、理想ではありませんが、実際にはなほ困難でありますので、現状では、この規定は全然働いていないのであります。従いまして、この規定を実際に運用せしめるために、必要な商品を政令で指定して、それらの商品について量目公差を定め得るようにしたのであります。

第四に、現行法第七十三条では、容器に入れて大量に取引される商品は、容量検査に合格した容器に一定の目盛りまで満たせば、中身の商品は計量しなくてもよいこととなつてゐるのであります。従いまして、すべての容器について容量検査を行いますことは、実際にはなほ困難でありますので、現状では、この規定も働いていないのであります。従いまして、通商産業省令で容器の型式を定め、この型式に属するかどうかの検査に合格いたしました容器に一定の表示をさせ、その容器に一定の高さまで商品を入れて販売する場合は、容器の容量検査はしなくてもよいこととしたこと等であります。

本法案は、三月十六日提出され、同日当委員会に予備付託となり、同二十日川野通商産業政務次官より提案理由を聴取いたし、四月十二日質疑に入り、質疑の詳細は委員会會議録に譲りますが、そのおもなる点を申し上げますと、電気測定法と本法との統一をはかるべきである。放射能についても測定基準を定めるべきであるなどでありました。これらの質疑に対しまして、政府より、目下その方向に向つて研究中であり、早急に実現いたしたい旨の答弁がありました。

四月十二日、本法案に対する質疑を終了いたしましたので、討論を省略し採決に付したところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十七分散会

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

北海道開発庁次長 田上 辰雄君

大蔵政務次官 山手 満男君

通商産業政務次官 川野 芳満君

朗読を省略した報告

一、去る七日、内閣総理大臣から、電波監理審議会委員に丹羽保次郎君を任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣総理大臣から、日本放送協会経営委員会委員に阿部清君を任命したので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣総理大臣から、日本電信電話公社経営委員会委員に大橋八郎君及び川北頑一君を任命したので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際観光文化都市建設事業進捗状況報告書
一、去る十日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
総理府原子力 島村 武久
局総務課長
建設大臣官 水野 岑
房参事官
自治庁長官官 石渡猪太郎
房会計参事官

建設省河川局長 山本 三郎
建設大臣官 關盛 吉雄
房会計課長
文部大臣官 天城 勳
会計参事官
農林大臣官 家治 清一
経理厚生課長
一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十日議長において承認した石渡猪太郎、山本三郎及び關盛吉雄を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、総理府恩給局長三橋則雄は去る六日退官したので、その政府委員は自然消滅になった。
一、昨十一日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件
すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)の批准について承認を求めるの件
有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)の批准について承認を求めるの件

一、昨十一日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
総理府恩給局長 八巻淳之輔
内閣総理大臣 村田八千穂
官房賞典部長
一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十日議長において承認した水野岑、天城勳、家治清一及び昨十一日承認した八巻淳之輔外一名を昨十一日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
大蔵委員会
理事 石村 英雄君(理事石村英雄君去る七日委員辞任につきその補欠)
文教委員会
理事 辻原 弘市君(理事辻原弘市君去る九日委員辞任につきその補欠)
一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 下川儀太郎君
地方行政委員 山中 貞則君 生田 宏一君
法務委員 池田 清志君 遠藤 三郎君

外務委員 田中織之進君
大蔵委員 浅香 忠雄君 遠藤 三郎君
千葉 三郎君 中山 榮一君
石村 英雄君 竹谷源太郎君
池田 清志君 内田 常雄君
山本 勝市君
文教委員 古川 文吉君 山本 勝市君
三鍋 義三君
商工委員 久野 忠治君 山本 勝市君
中山 榮一君
建設委員 辻原 弘市君
議院運営委員 内田 常雄君 浅香 忠雄君
内田 常雄君
一、去る十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 石村 英雄君
地方行政委員 生田 宏一君 山中 貞則君
法務委員 遠藤 三郎君 池田 清志君
大蔵委員 内田 常雄君 池田 清志君
古川 文吉君 山本 勝市君
下川儀太郎君 田中織之進君
遠藤 三郎君 浅香 忠雄君
中山 榮一君

文教委員 千葉 三郎君 久野 忠治君
辻原 弘市君
商工委員 山本 勝市君 中山 榮一君
山本 勝市君
建設委員 三鍋 義三君
議院運営委員 浅香 忠雄君 内田 常雄君
一、昨十一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
法務委員会
理事 池田 清志君(理事池田清志君去る十日委員辞任につきその補欠)
建設委員会
理事 薩摩 雄次君(理事薩摩雄次君去る三月三十日委員辞任につきその補欠)
三君去る九日委員辞任につきその補欠
一、昨十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 大村 清一君 古屋 貞雄君
地方行政委員 青木 正君
法務委員 南條 徳男君 勝間田清一君

昭和三十一年四月十二日 衆議院會議録第三十三号 議長の報告

五〇四

外務委員 大蔵委員 社会労働委員 農林水産委員 井出 太郎君 商工委員 建設委員 松水 東君 予算委員 薄田 美朝君 三田村武夫君 決算委員 一、昨十一日議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 薄田 美朝君 地方行政委員 法務委員 松水 東君 外務委員 大蔵委員 社会労働委員 農林水産委員 赤澤 正道君 商工委員 建設委員 南條 徳男君 予算委員 大村 清一君 青木 正君 決算委員	竹谷源太郎君 田中織之進君 多賀谷眞稔君 石田 有全君 三宅 正一君 島上善五郎君 松浦 東介君 吉川 兼光君 中嶋 太郎君 古屋 貞雄君 田中織之進君 竹谷源太郎君 三宅 正一君 島上善五郎君 多賀谷眞稔君 石田 有全君 井出 太郎君 井手 以誠君	一、去る十日議長において、次の特別 委員の辞任を許可した。 公職選挙法改正に関する調査特別 委員 赤城 宗徳君 足立 篤郎君 河野 金昇君 中馬 辰猪君 一、去る十日議長において、次の通り 特別委員の補欠を指名した。 公職選挙法改正に関する調査特別 委員 山本 正一君 中垣 國男君 白井 莊一君 山本 勝市君 一、昨十一日議長において、次の特別 委員の辞任を許可した。 公職選挙法改正に関する調査特別 委員 山本 利壽君 科学技術振興対策特別委員 西村 直己君 国土総合開発特別委員 首藤 新八君 三宅 正一君 門司 亮君 神田 大作君 田中幾三郎君 一、昨十一日議長において、次の通り 特別委員の補欠を指名した。 公職選挙法改正に関する調査特別 委員 堀内 一雄君 科学技術振興対策特別委員 楢橋 渡君 国土総合開発特別委員 町村 金五君 神田 大作君	田中幾三郎君 三宅 正一君 門司 亮君 一、去る三月十九日予備審査のため参 議院に送付した次の議案は去る六日 委員会において議決を要しないもの と決した旨同院に通知した。 国家公務員に対する寒冷地手当及び 石炭手当の支給に関する法律の一部 を改正する法律案(受田新吉君外五 名提出) 一、去る四日予備審査のため参議院に 送付した次の議案は去る七日委員会 において議決を要しないものと決し た旨同院に通知した。 健康保険法等の一部を改正する法律 案(岡良一君外十二名提出) 一、去る十日内閣から提出した議案は 次の通りである。 栄典法案 内閣法等の一部を改正する法律案 国家公務員法の一部を改正する法律 案 一、去る十日委員会に付託された議案 は次の通りである。 栄典法案(内閣提出第一六〇号) 一、去る十日参議院に送付した本院提 出案は次の通りである。 国家公務員に対する寒冷地手当及び 石炭手当の支給に関する法律の一部 を改正する法律案	一、去る十日参議院に送付した内閣提 出案は次の通りである。 首都圏整備法案 海岸法案 地方税法の一部を改正する法律案 国有資産等所在市町村交付金及び納 付金に関する法律案 健康保険法等の一部を改正する法律 案 厚生年金保険法の一部を改正する法 律案 船員保険法の一部を改正する法律案 森林開発公団法案 一、去る十日予備審査のため次の本院 議員提出案を参議院に送付した。 一般職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律の一部を改正す る法律案(赤城宗徳君外三名提出) 一、昨十一日参議院から受領した内閣 提出案は次の通りである。 関税法等の一部を改正する法律案 一、昨十一日参議院から、同院におい て修正議決した次の内閣提出案を受 領した。 物品管理法案 中央卸売市場法の一部を改正する法 律案 一、昨十一日委員会に付託された議案 は次の通りである。 関税法等の一部を改正する法律案(内 閣提出第一一七号(参議院送付))	物品管理法案(内閣提出第九七号) (参議院送付) 以上二件 大蔵委員会 付託 中央卸売市場法の一部を改正する法 律案(内閣提出第九九号)(参議院送 付) 農林水産委員会 付託 一、昨十一日参議院において、次の件 を議決した旨の通知書を受領した。 オランダ国民のある種の私的請求権 に関する問題の解決に関する日本国 政府とオランダ王国政府との間の議 定書の締結について承認を求めるの 件 すべての種類の鉱山の坑内作業にお ける女子の使用に関する条約(第四 十五号)の批准について承認を求め るの件 有料職業紹介所に関する条約(千九百 四十九年の改正条約)(第九十六号) の批准について承認を求めるの件	衆議院會議録第二十七号中正誤 頁 段行 誤 正 三九 お祝り お祈り 衆議院會議録第二十九号中正誤 頁 段行 誤 正 四二 昭和二十六 昭和二十五 年 年 四三 昭和二十六 昭和二十五 年 年 四四 昭和二十六 昭和二十五 年 年
---	--	---	--	--	---	---

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三 一五五(報局)